

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	さや用種及びスナップエンドウと総称されるものに限る。	シベルメトリン クロルピリホス フルシラゾール インプロチオラン ジメトモルフ	シベルメトリンについては別表2の11に、クロルピリホス、フルシラゾール、インプロチオラン及びジメトモルフについては別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシベルメトリン、基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるインプロチオラン及び基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフが検出されるおそれがあるため。
	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	サイシン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	パクチョイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の12に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	平成17年8月10日付け食安輸発第0810003号の別添1に示した加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の11に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	平成19年12月27日付け食安輸発第1227007号の別添1に示した加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮ほうれんそう	別途指示する業者により生産及び輸出し、かつ別途示す中国政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の8に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
しゅんぎく及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。	